

質問.マイナ保険証が無いと医療にかかれない？

回答.資格確認書が交付されるため、これまで通り医療にかかれます。

令和6年12月2日以降は、紙の保険証が新たに発行されなくなりました。これは、マイナ保険証でなければ医療にかかれないということではありません。

紙の健康保険証は記載されている有効期限まで使用できます。

また、有効期限後もマイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」が交付されるため、医療機関窓口で提示していただくことで、これまで通り医療にかかることができます。

質問.マイナ保険証を取得・登録するためには？

回答.役場窓口、マイナポータル、医療機関などで登録可能です。

登録には以下の方法があります。

※マイナンバーカードを発行していることが前提です。

- ・ 医療機関窓口のカードリーダーを使用して登録
- ・ ご自身のスマホを使用してマイナポータルで登録
- ・ セブン銀行の ATM で登録

上記の手続きが不安の方は役場の窓口でも登録可能です。お気軽にお問い合わせください。

この他、マイナンバー・国民健康保険・後期高齢者医療保険に関することはお気軽にお問い合わせください。

マイナ保険証のよくあるご質問について

令和6年12月2日以降の保険診療については、マイナンバーカードに健康保険証利用登録を行った「マイナ保険証」による受診が基本となり、紙の保険証の新規発行が終了しました。

このマイナ保険証について、町に質問の多い事項を改めて紹介しますので、ご参照の上、是非マイナ保険証の利用をご検討ください。

質問.マイナンバーカードを保険証として使うメリットは？

回答①.窓口で高齢受給者証や限度額適用認定証の提示が不要になります。

医療機関の窓口で提示していただいている高齢受給者証や限度額適用認定証について、マイナ保険証を使用する場合は提示不要です。

(子ども医療、障害者医療、精神障害者医療、後期高齢者福祉医療、母子家庭等医療費などの医療費助成については、現在お持ちの受給者証の提示をお願いします。)

回答②.データに基づくより良い医療が受けられます。

過去に処方されたお薬や特定健診等の情報を口頭で正しく伝えることは大変ですが、マイナ保険証で受付し、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師がスムーズに共有することができます。

初めて受診する医療機関・薬局でも、情報提供に同意すれば、医師・薬剤師がデータを確認することができるため、より良い医療が受けられます。(マイナポータルでご自身の過去の診療情報・薬剤情報等も確認できます。)